### 【表紙】

 【発行登録追補書類番号】
 24 - 関東191 - 1

 【提出書類】
 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月4日

【会社名】 太平洋セメント株式会社

【英訳名】 TAIHEIYO CEMENT CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 修二

【本店の所在の場所】 東京都港区台場二丁目3番5号

【電話番号】 03(5531)7325

【事務連絡者氏名】 経理部経理グループリーダー 伴 政浩

【最寄りの連絡場所】 東京都港区台場二丁目3番5号

【電話番号】 03(5531)7325

【事務連絡者氏名】 経理部経理グループリーダー 伴 政浩

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 15,000百万円

#### 【発行登録書の内容】

提出日	平成24年10月18日	
効力発生日	平成24年10月26日	
有効期限	平成26年10月25日	
発行登録番号	24 - 関東191	
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 130,000百万円	

#### 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合記	计額(円)	なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段())書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 130,000百万円

(130,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額

(下段()書きは、発行価額の総額の合計

額)に基づき算出している。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

株式会社東京証券取引所

【縦覧に供する場所】

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 太平洋セメント株式会社(E01130) 発行登録追補書類 ( 株券、社債券等 )

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

# 第一部 【証券情報】

# 第1【募集要項】

#### 1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】		
銘柄	太平洋セメント株式会社第23回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	
記名・無記名の別		
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000,000,000円	
各社債の金額(円)	金 1 億円	
発行価額の総額(円)	金15,000,000,000円	
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円	
利率(%)	年0.79%	
利払日	毎年3月10日および9月10日	
利息支払の方法	1.利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年3月10日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月10日および9月10日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3)償還期日後は利息をつけない。 2.利息の支払場所別記(注)第9項「元利金の支払」記載のとおり。	
償還期限	平成30年 9 月10日	
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成30年9月10日にその総額を償還する。(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所別記(注)第9項「元利金の支払」記載のとおり。	
募集の方法	一般募集	
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替 充当する。申込証拠金には利息をつけない。	
申込期間	平成25年9月4日	
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店	
	<del></del>	

	光门豆銶但拥首規
払込期日	平成25年 9 月10日
振替機関	株式会社証券保管振替機構
	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のた
	めに特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発
	行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただ
	し、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切
	換条項が特約されている無担保社債を除く。) のために担保権を
	設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づ
	き、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国
	内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保
	社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義
	する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。) 以外の
	債権に対しては劣後することがある。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されてい
	ない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一
	定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除
	するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつで
	も担保権を設定することができる旨の特約をいう。

#### (注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からBBBの信用格付を平成25年9月4日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I:電話番号 03-3276-3511

#### 2.振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の 定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2 項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

#### 3.期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本(注)第5項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

- (1)当社が上記「利息支払の方法」欄第1項または「償還の方法」欄第2項に違背したとき。
- (2) 当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄に違背したとき。
- (3) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社が第三者のために行った 保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計 額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 4. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

#### 5. 社債権者に対する公告

本社債に関して社債権者に対し公告を行う場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載することによりこれを行う。

#### 6. 社債権者集会の招集

- (1)本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は当社がこれを招集するものとし、本(注)第5項に定めるところにより、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 7.費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1)本(注)第5項に定める公告に関する費用
- (2)本(注)第6項に定める社債権者集会に関する費用
- 8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9.元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および上記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

10. 財務代理人、発行代理人および支払代理人株式会社みずほ銀行

#### 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	9,600	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。
大和証券株式会社	  東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 	2,400	2. 本社債の引受手数料 は各社債の金額100 円につき金40銭と
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,200	する。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,200	
三菱UFJモルガン・スタンレ ー証券株式会社	  東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 	600	
計		15,000	

### (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

#### 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
15,000	85	14,915

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額14,915百万円は、10,000百万円を平成26年3月末迄に償還予定の社債償還 資金に、残額を平成26年3月末迄に返済期限が到来する借入金の返済の一部に充当する予定である。

# 第2【売出要項】

該当事項なし

# 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

# 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

# 第二部 【公開買付けに関する情報】

## 第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

# 第2 【統合財務情報】

該当事項なし

# 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

### 第三部 【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる 書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月9日関東財務 局長に提出

### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成25年9月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下有価証券報告書等という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成25年9月4日)までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

太平洋セメント株式会社本店

(東京都港区台場二丁目3番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし